

一般社団法人 福岡県情報サービス産業協会 入・退会要領

(定款の手交)

第1条 本協会の目的に賛同し、定款第5条に規定する正会員及び賛助会員になろうとするものには本協会の定款の写しを交付する。

(入会)

第2条 本協会の定款を遵守し、会員になろうとするものは、本要領で定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第3条 本協会の正会員及び賛助会員は、総会において定めた次の入会金及び会費を本協会が指定した日までに納入しなければならない。

(円)

	入会金	年会費
正 会 員	30,000	60,000
賛 助 会 員	30,000	30,000

(入会時の提出書類)

第4条 本協会に入会を希望するものは、「入会申込書」に次の書類を添付しなければならない。

- ① 定款
- ② 最も新しい決算書類
- ③ 協会所定の「会員情報台帳」
- ④ 会社の事業内容等のパンフレット

(退会)

第5条 会員は、退会届を会長に提出し、会長がこれを受理することによりいつでも退会することができる。

なお、退会しようとする会員は定款第7条第2項の規定に基づき会費を納入しなければならない。

また、定款第11条の規定に基づき、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(届出)

第6条 会員は、会員代表者を変更した場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(附則)

この要領は、一般社団法人の認可を受け、新たな法人登記した日（平成24年4月1日）から施行する。